

平成 2 2 年 度

学 校 監 査 報 告 書
(笛吹市立石和北小学校)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

石和北小学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成22年5月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

平成22年6月18日 午後1時30分から

4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、石和北小学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「学校概要」
- 2 「学校長に対する事務委任の範囲について」
- 3 「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 7 「賃貸借に関する調書」
- 8 「学校が扱う公金以外の現金の管理状況調」
- 9 「郵便切手受払状況」
- 10 「学校運営に係る懸案事項」
- 11 「指定事項調書」
 - ① 不登校児童数、理由とその対応状況（平成20年度から現在）
 - ② 笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱第2条（2）ウに規定される認定者の状況
 - ③ P T A会費、学級費、給食費等の学校納付金の減免に関する規程の適用者数、減免金額及び未納の状況とその対応

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

6 監査の結果

- (1) 予算・財務に関する事務

平成22年5月31日現在における石和北小学校から提出された一般会計歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、石和北小学校において所有している保管枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係についても適正に処理されていた。

なお、学年費、給食費等の学校納付金についても、適正な管理が行われていた。

(2) 事務・事業の執行状況

石和北小学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

| | | |
|--------|------|---|
| 石和北小学校 | 事務事業 | ①学校納付金に係る通帳、印鑑等の保管及び支出の手続きについては、今後も十分留意すること。 |
| | | ②給食費等に未収金が発生している状態であるので、公平性の面からも、その解消を図られたい。 |
| 学校教育課 | 事務事業 | ①学校施設の維持、修繕における懸案事項が多い。児童の登下校や教職員の安全の確保のために、特に危険箇所は教育総務課と協議して、優先的に十分な対策を講じられたい。 |

8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針等が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

不登校児童数、理由とその対応状況（平成20年度から現在）

《現状及び今後の方針等》

- 不登校児童数
 - ・平成20年度 2名
 - ・平成21年度 1名
- 不登校児童理由
 - ・平成20年度の2名(姉弟)については、家庭の生活状況が、児童に登校を促すようにはなっていなかった。
 - ・平成21年度の1名は、家庭の生活状況の「ひずみ＝特に母親の生活態度や心理状態」が児童の心理状態に影響を及ぼしているように思えた。
- 不登校児童への対応
 - ・平成20年度の2名については、三日と空けずに担任が家庭訪問を行い、本人及び保護者との信頼関係を築いた。その上で、保護者(両親)との話し合いを、何回も行い、最終的に「生活環境を変える」ということで合意し、取り組んでもらった。その結果として、二人とも見違えるように登校するようになった。
 - ・平成21年度の1名については、家庭の生活状況の「ひずみ＝特に母親の生活態度や心理状態」が、児童の心理状態に影響を及ぼし

ているように思えた。そこで、校内生徒指導部会で何回も話し合い、担任へのアドバイスをを行い家庭訪問や教育相談の取り組みを行った。担任以外の教員(養護教諭)も関わりを持たせるとともに、教育事務所に相談して川辺カウンセラーの訪問相談も親子を対象に行った。保健室への登校や夕方の登校は時々出来た。卒業式には登校したが、結局会場へは入らず校長室で卒業証書を手渡した。石和中学校へ進学したが、まだ一度も登校していない。

《指定事項②》

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱第2条(2)ウに規定される認定者の状況

《現状及び今後の方針等》

○認定者はいない

《指定事項③》

P T A会費、学級費、給食費等の学校納付金の減免に関する規程の適用者数、減免金額及び未納の状況とその対応

《現状及び今後の方針》

○未納の状況について

- ・平成21年度末の未収金(20年度からの累計で)が246,370円となる。また、今年度分(5月分)の未納額(まとめて手集金もあるので、このまま年度末まで未収金とは言えない)は138,000円(23人分)となる。

○未納への対応

- ・①担任からの連絡及び督促状を出す。②電話・家庭訪問等で督促する。③学校へきてもらって教頭と相談をする。④学校へきてもらって校長と相談をする。等の段階的な取り組みを行っている。しかしながら、不況等の影響もあり未納が増えている。